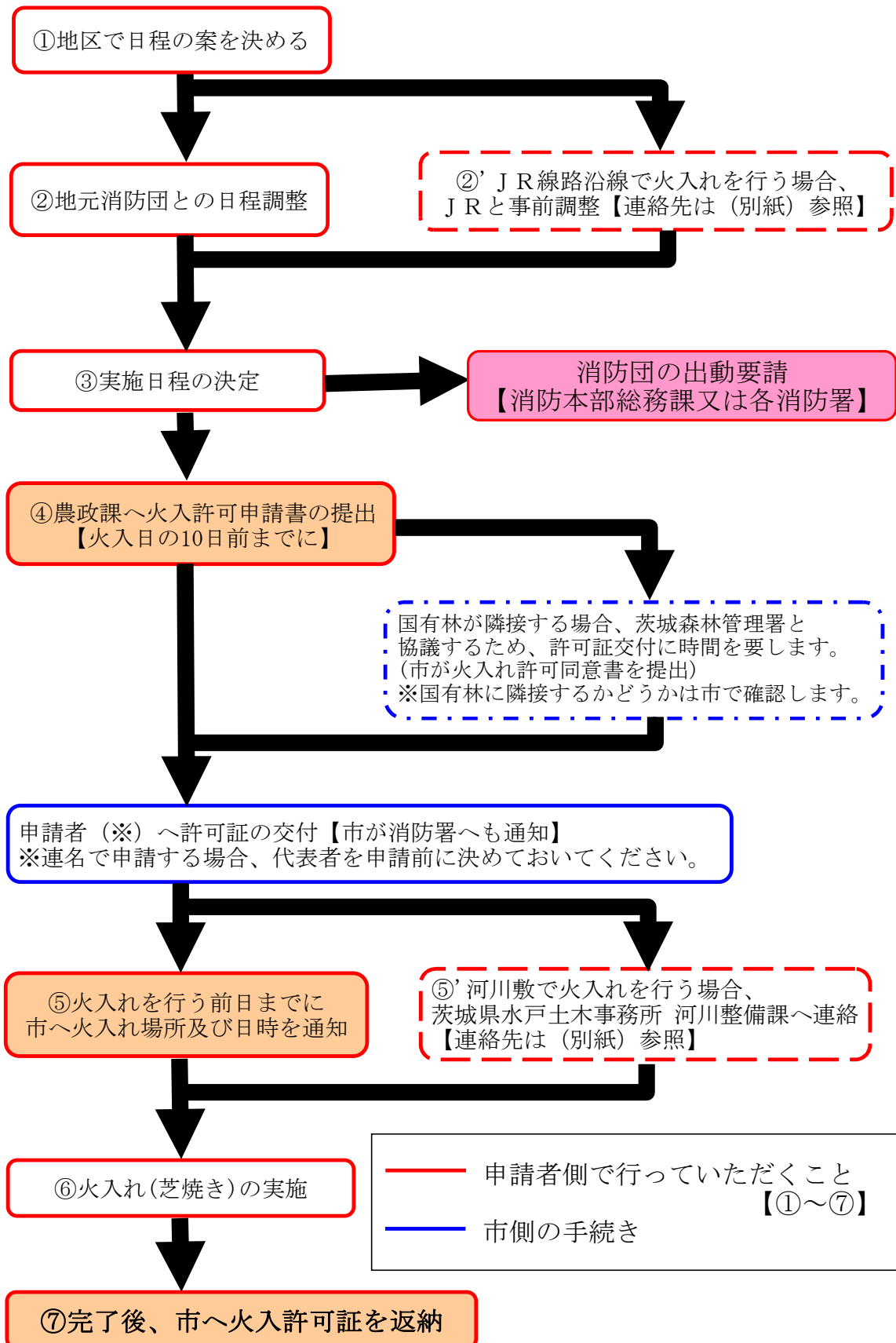


# 火入れ許可の流れ

※消防団・JR等との事前協議及び許可後の茨城県水戸土木事務所への連絡調整は、申請者側で行ってください。



(別紙)

火入れ箇所が「線路法面」や「河川敷」に該当する場合

火入れ箇所が「線路法面」又は「河川敷」に該当する場合、以下の手続きが必要になります。

## 1. 事前調整

### ◆線路法面に該当する場合（JR水戸線、JR常磐線共通）

市への許可申請の前に、管理者である「東日本旅客鉄道株式会社 土浦保線技術センター」へ連絡をしてください。

#### 【連絡時期】

市へ火入許可申請をする前

（地元消防団との日程調整と並行して連絡してください）

#### 【連絡方法】

電話で以下の【連絡事項】をお伝えください。

#### 【連絡事項】

火入れをする日時、場所、責任者となる方の氏名・住所・連絡先をお伝えください。

（詳しくは担当職員より指示があります。）

#### 【連絡先】

JR東日本ご意見承りセンター（案内時間：9時から18時まで）

○電話：050-2016-1651

※火入れの関係で連絡したとお伝えいただくと以下の管理者へ電話がつながりますので、JR担当職員の指示に従ってください。

〈管理者〉

東日本旅客鉄道株式会社 土浦保線技術センター

〒300-0032 土浦市湖北1丁目10番55号

★火入箇所が河川敷に該当する場合の手続きは裏面に記載してあります。

## 2. 許可後の連絡

### ◆河川敷に該当する場合

火入れ実施前に、河川管理者である「茨城県 水戸土木事務所 河川整備課」へ連絡をしてください。

#### 【連絡時期】

火入許可証が届いてから火入れ実施前まで

#### 【連絡方法】

郵送、FAX、E-mailのいずれかで以下の【必要書類】を提出してください。

#### 【必要書類】

- ①火入許可証の写し(市から送られたもの)
- ②火入れの目的や日時、防火体制など、概要が分かる資料  
(市へ提出した「火入許可申請書」の控えでも構いません。)
- ③見取図

※写し(コピー)等は、申請者側でご準備ください。

#### 【連絡先】

茨城県 水戸土木事務所 河川整備課

○郵送先：〒310-0802

水戸市柵町1丁目3番1号(水戸合同庁舎内)

茨城県 水戸土木事務所 河川整備課

○FAX：029-225-4517

○E-mail：mitodo09@pref.ibaraki.lg.jp

ご不明点があるときは、電話(029-225-4045)にてご連絡をお願いします。

※8時30分から17時15分までの案内となります。

以上